

制 定 者	総長
所管責任者	総長室長
規程等種別	規程
決 議 日	2026年9月25日全学研究助成 委員会決定
改正施行日	2026年 9 月 25 日

13 立教大学特定課題研究員規程

施行	2011年 4月 1日
改正	2013年 5月16日
	2014年 5月 1日
	2023年 1月26日
	2024年10月24日
	2026年 9月25日

目 次

(目的)

- 第 1 条 立教大学（以下「本学」という。）は、学術研究の推進を目的として、特定課題研究員を任用することができる。
- 2 この規程は、特定課題研究員に関し、必要な事項を定める。

(職務)

- 第 2 条 特定課題研究員は、学術研究推進の目的を達成するため、本学において研究の推進を図り、一定の期間、研究、調査、指導、助言等（以下「研究活動等」という。）に従事する。

(任用資格)

- 第 3 条 特定課題研究員の任用資格は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- 1 本学において、専任教員、特別専任教授、特任教員、助教、教育講師、ポストドクトラルフェロー、特別任用ポストドクトラルフェロー又は教育研究コーディネーターであった者で、定年又は契約期間が満了若しくは中断のために、本学を離職した者
 - 2 前号の在職中に、研究代表者又は研究分担者として外部資金等に申請した研究計画が、在職中又は本学離職後に採択され、当該研究を、本学離職後に実施する者
 - 3 第 1 号で定める離職後、前号の研究計画を継続する資格を有していない者
 - 4 本学を離職後の主たる所属機関の所在地（所属がない場合は居住地）が日本国内である者
- 2 前項第 2 号の外部資金等には、間接経費又は一般管理費を含むものとする。ただし、政府系外部資金については、この限りでない。

(任用期間)

- 第 4 条 特定課題研究員の任用期間は、1 年以内とする。ただし、前条第 1 項第 2 号で定める研究計画が採択された期間を限度として、更新することができる。

(任用の決定)

- 第 5 条 学部・研究科、研究所・研究センター、部局等の機関は、任用資格を満たす者を、特定課題研究員として受け入れることができる。
- 2 特定課題研究員の任用は、全学研究助成委員会の議を経て、総長が行う。
- 3 第 1 項において、学部・研究科及び研究所及び研究センターが受け入れる場合は、各機関長の推薦を必要とし、部局等が受け入れる場合は、部局長等による確認を必要とする。
- 4 特定課題研究員となろうとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類をリサーチ・イニシアティブセンターに提出し、申請を行うものとする。
- 1 研究計画書
 - 2 推薦状（学部・研究科及び研究所・研究センターが受け入れる場合）
 - 3 本学の施設利用申請書
- 5 全学研究助成委員会又はリサーチ・イニシアティブセンターは、任用審議の手続きに当たり特に必要と認める場合には、申請者に履歴書を含む追加の情報提出を求めることができる。

(諸規程等の遵守)

- 第 6 条 特定課題研究員は、本学の定める諸規程、諸規則等を遵守しなければならない。

(秘密保持義務)

- 第 7 条 特定課題研究員は、本学において知得した情報のうち、機密情報とされるものについては、これを漏洩したり、不当な目的に使用したりしてはならない。任用期間が終了した後も同様とする。

(知的財産等の取扱い)

- 第 8 条 特定課題研究員が本学における研究の過程又は結果として作成又は取得した研究成果は、本学に帰属し、その取扱いは、学校法人立教学院発明等取扱規程その他の規定を準用する。

(施設の利用)

第 9 条 特定課題研究員は、第 5 条第 4 項第 3 号に定める「本学の施設利用申請書」において申請した施設のほか、当該部局長の許可を得て、その施設設備を利用することができる。

（任用の解除）

第 10 条 本学は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定課題研究員の任用を解除することができる。

- (1) 本人から解除の申し出があった場合
- (2) 本学が、特定課題研究員の疾病その他の理由により、特定課題研究員としての研究活動等を継続することが困難と認めた場合
- (3) 本学が、特定課題研究員の本学に対する名誉棄損等の理由により、特定課題研究員として任用が不適当と認めた場合
- (4) 特定課題研究員の主たる所属機関の所在地（所属がない場合は居住地）が日本国外に移った場合

2 特定課題研究員の任用の解除は、全学研究助成委員会の議を経て、総長が行う。

（証明書の発行）

第 11 条 本学は、特定課題研究員の任用及び受入履歴に関する証明書を発行することができる。

（その他）

第 12 条 前条までの規定にかかわらず、本学と特定課題研究員との間に書面による取決めがある場合、その取決めに適用する。

（改廃）

第 13 条 この規程の改廃は、全学研究助成委員会の議決により行う。

附 則

この規程は、2011年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2013年 5 月 16 日から施行し、2013年 4 月 1 日に遡って適用する。

附 則

この規程は、2014年 5 月 1 日から施行し、2014年 4 月 1 日に遡って適用する。

附 則

この規程は、2023年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、2024年 12 月 1 日から施行する。

2 改正前の規程に基づいて任用した特定課題研究員を第 4 条ただし書によって更新する場合、更新後の期間における当該特定課題研究員の任用の解除については、第 10 条第 1 項第 4 号を適用しない。

附 則

この規程は、2026年 9 月 25 日から施行し、2026年 4 月 1 日に遡って適用する。